

令和6年度 東京都特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

産業名	産業分類番号	特定(産業別)適用使用者数	特定(産業別)適用労働者数	備考
鉄鋼業	E22	299	6,780	令和5年度申出の基幹的労働者の範囲による(※1)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	E250の一部、E252、E2531、E2532の一部、E2533、E2534、E2596、E260の一部、E2621の一部、E2652、E2693	590	7,335	令和5年度申出の基幹的労働者の範囲による(※2)
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	E310の一部、E311、E313、E314	491	24,376	令和5年度申出の基幹的労働者の範囲による(※3)

令和5年度の新設申出業種に係る特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E280の一部、E2814、E2832、E290の一部、E291、E2922、E2929、E293、E2942、E296、E297、E300の一部、E3011、E3012、E3013、E302、E303	1,405	31,579	令和5年度申出の基幹的労働者の範囲による(※4)
自動車小売業(新車)	I5911	1,001	14,660	令和5年度申出の基幹的労働者の範囲による(※5)

資料出所) 令和3年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計

- ※1 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※2 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※3 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ※4 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、
 (1)契約期間の定めがなく雇用されている労働者
 (2)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
 (3)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
 ただし、次の者を除く。
 (1)18歳未満又は65歳以上の者。
 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
 (3)次に掲げる業務に主として従事する者。
 イ 清掃又は片付けの業務
 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務
- ※5 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者